

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第8号

平成23年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年10月11日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成23年10月18日(火)午後2時30分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成23年10月18日

○現在議員12名で次のとおり

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	鯨井	眞佐子
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

平成23年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成23年10月18日（火曜日）午後2時30分開議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議案の上程

議案第1号及び議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

---

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 議席の指定
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 副議長の選挙
7. 議案第1号及び議案第2号の上程、説明
8. 議案第1号の質疑、討論、採決
9. 議案第2号の質疑、討論、採決
10. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	鯨井	眞佐子
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	蔵	和雄
副管理者	北村	新司
副管理者	小坂	泰久
会計管理者	石渡	孝三
消防長	鈴木	昭定
次長兼総務課長	今井	定男
企画課長	山本	稔久
予防課長	斉藤	知久
査察調査課長	高橋	秀樹
警防課長	清宮	光雄
通信指令課長	豊田	光弘
佐倉消防署長	篠田	啓一
志津消防署長	滝口	喜代松
八街消防署長	今井	秀夫
酒々井消防署長	岩瀬	孝行

---

○議会事務局出席職員氏名

書記	大島	立美
書記	安藤	純一

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時56分)

○議長（中村孝治君） ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成23年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。

お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

---

◎議席の指定

○議長（中村孝治君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号6番、鯨井眞佐子君、議席番号7番、加藤弘君、議席番号8番、湯淺祐徳君。

以上のとおり議席を指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席7番、加藤弘君、議席8番、湯淺祐徳君の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎副議長の選挙

○議長（中村孝治君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に湯浅祐徳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました湯浅祐徳君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました湯浅祐徳君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました湯浅祐徳君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

湯浅祐徳君、ごあいさつをお願いいたします。

(副議長登壇、あいさつ)

○副議長(湯浅祐徳君) 一言ごあいさつを申し上げます。

八街市議会の改選時期でございまして、きょう初めて組合議員の仲間させていただきまして、いきなり副議長という大役を仰せつかりまして当惑しておるわけでございますけれども、お話を伺いますと、何かこの副議長も持ち回りだというようなお話でございますので、皆様方のご指導をいただきまして頑張りたいと思っております。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます、一言ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお祈いします。(拍手)

---

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明

○議長(中村孝治君) 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蕨和雄君。

(管理者 蕨 和雄君登壇)

○管理者（蕨 和雄君） 本日ここに平成23年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

さて、去る8月28日に行われました八街市議会議員選挙の結果、めでたく当選され、このたび八街市議会において鯨井眞佐子議員、加藤弘議員、湯浅祐徳議員が消防組合議会議員に選出されました。また、ただいま副議長に湯浅祐徳議員が当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも消防行政の充実のため、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額42億8,060万8,107円に対しまして、歳出総額42億7,235万4,114円で、歳入歳出差し引き残額は825万3,993円でございます。また、このうち100万8,000円を翌年度へ繰り越し、724万5,000円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。決算額を前年度と比較しますと、歳入では2,464万3,258円、0.6%の増、歳出では1億8,653万7,647円、4.6%の増でございます。

なお、本決算につきましては、去る8月25日に監査委員の審査を受け意見をいただいておりますので、この意見に対処するよう努力いたしてまいります。

議案第2号、平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,047万円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、財政調整基金繰入金、組合債をそれぞれ増額いたそうとするものでございます。

歳出の補正は、常備消防費のうち需用費及び工事請負費をそれぞれ増額いたそうとするものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 提案理由の細部の説明を求めます。

今井定男君。

○次長（今井定男君） 消防本部次長の今井定男でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでござ

ざいますが、決算書の3ページをごらんください。歳入歳出決算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。1款1項1目常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額とも36億2,526万5,000円で行いました。これは、構成市町からの常備消防費の分担金として収入があったものでございます。

別冊になっております主要施策の成果の説明書の3ページをごらんください。3、構成市町別分担金収入状況の最上部の科目の常備消防費ですが、佐倉市が分担金21億9,633万6,902円、分担割合60.57%、八街市が分担金10億4,442万6,075円、分担割合28.82%、酒々井町が分担金3億8,450万2,023円、分担割合10.61%で行いました。

それでは、再び決算書の3ページにお戻りください。2目長期債償還分担金でございますが、予算現額は3億349万7,000円で、調定額及び収入済額ともに3億349万3,505円で行いました。長期債償還分担金につきましては、起債対象事業ごとの借り入れ別にそれぞれ構成市町に分担していただいております。平成22年度の収入状況は備考の欄に記載してございますが、佐倉市が2億2,999万3,479円、八街市が5,261万282円、酒々井町が2,088万9,744円で行いました。

1款2項1目広域化整備費負担金につきましては、予算現額が54万8,000円で、調定額及び収入済額とも54万6,400円で行いました。これは、共同運用消防指令センター事業に伴う負担金でございます。

1款2項2目庁舎建設費負担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額とも513万8,000円で、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事実施設計業務委託並びに角来出張所外構工事に係る負担金でございます。

次に、決算書の4ページ、2款1項1目手数料につきましては、予算現額が86万円で、調定額及び収入済額ともに68万3,910円で行いました。これは、危険物施設許可申請手数料等の収入でございます。

3款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額が1,368万1,000円で、調定額及び収入済額ともに1,368万円でございました。これは、災害対応特殊救急自動車及び積載品である高度救命処置用資機材に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

5款1項1目利子及び配当金につきましては、予算現額が13万1,000円で、調定額及び収入済額ともに13万1,097円で行いました。これは、財政調整基金預金利子でございます。

5ページに進んでいただき、7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額とも9,501万円でございました。

8款1項1目繰越金につきましては、予算現額が1億5,014万8,000円で、調定額及び収入済額ともに1億5,014万8,382円で行いました。これは、前年度の繰越金でございます。

次に、9款1項1目預金利子につきましては、予算現額が1,000円で、調定額及び収入済額ともに10万4,688円で、歳計現金預金利子でございます。

6ページに進んでいただきまして、9款2項1目雑入でございますが、予算現額が1,106万5,000円



で、調定額及び収入済額ともに1,050万7,125円でした。雑入の主なものでございますが、備考欄に記載してございますが、東関東自動車道救急業務支弁金が172万3,000円、保険事務手数料が324万875円、消防救急無線広域化共同化事業助成金が396万7,800円でございます。

10款1項1目組合債につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに7,590万円でございます。これは、消防車両の整備事業といたしまして、臼井出張所の高規格救急自動車の更新事業、庁舎建設事業といたしまして角来出張所庁舎耐震改修建築工事及び外構工事並びに八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事实施設業務の組合債でございます。以上で歳入についての説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、決算書の7ページをごらんください。歳出についてご説明をさせていただきます。1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要した経費でございますが、予算現額が194万3,000円で、支出済額は160万5,581円で、不用額は33万7,419円、執行率は82.6%でございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬、組合議会行政視察に係る旅費及びバス借上料等でございます。

続きまして、8ページをごらんください。2款1項1目一般管理費につきましては、組合の運営に要した経費でございますが、予算現額が62万1,000円で、支出済額は55万239円、執行率は88.6%でございます。支出の主なものは、特別職給与及び財政調整基金積立金等でございます。

2款2項1目監査委員費につきましては、監査事務に要した経費でございますが、予算現額が10万4,000円、支出済額が10万1,000円でございます。支出の主なものは監査委員報酬等でございます。

引き続き、9ページをごらんください。3款1項1目常備消防費の予算現額は37億7,018万1,000円で、支出済額は37億6,244万4,279円、翌年度繰越額が100万8,000円、不用額は672万8,721円で、執行率は99.8%でございます。

節ごとの主な支出といたしまして、職員372名の人件費で、2節給料15億483万8,426円、3節職員手当等10億9,237万1,413円、4節共済費7億9,753万7,871円でした。

10ページをごらんください。11節需用費の支出は1億1,833万491円で、主なものは光熱水費が4,047万8,795円、修繕料が2,107万3,084円、被服費が2,021万9,155円でした。

次に、11ページをごらんください。13節委託料の支出は5,612万9,505円で、主なものは中ほどに記載してありますとおり消防庁舎空調設備保守業務委託が249万9,000円で、消防本部及び消防署所の空調設備保守点検委託料でございます。

次の項目のコピーパフォーマンスは442万786円で、消防本部及び消防署所のコピー機13台の維持管理費用でございます。

次に、12ページにお進みください。最上段の職員健康診断委託は254万6,790円で、これは労働安全衛生法に基づく全職員を対象とした健康診断でございます。

13ページにお進みください。上から3段目のはしご付消防自動車分解点検業務委託が2,166万8,850円で、これははしご付消防自動車の安全基準に基づくものであり、佐倉消防署のはしご付消防自

動車は導入後16年が経過し、前回の分解点検から8年が経過をしているために行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料の支出は6,454万6,262円で、このうち機器賃借料が6,106万7,087円でございます。これは、各種事務用機器及びパソコン並びに消防緊急通信指令システム等の賃借料でございます。

14ページをごらんください。18節備品購入費の支出は7,472万7,152円で、内訳といたしまして車両購入費が6,329万4,000円、警防用備品購入費が974万5,194円でございます。

15ページをごらんください。3款1項2目広域化整備費につきましては、予算現額451万5,000円、支出済額449万7,059円でございます。これは、平成25年4月1日の運用開始を目途として進めております共同運用消防指令センター及び消防救急無線デジタル化事業に対する負担金でございます。

次に、3款1項3目庁舎建設費につきましては、予算現額2億38万4,000円、支出済額1億9,966万2,451円でございます。これは、繰越明許費により前年度から繰り越しをいたしました角来出張所庁舎の耐震改修工事に係る実施設計業務委託費、工事監理業務委託費及びこれに関する関係工事費並びに八街消防署庁舎の耐震改修工事に係る実施設計業務委託費でございます。

次に、常備消防費の平成22年度の主な事業につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をいたします。

主要施策の成果の説明書6ページをごらんください。1の総務課所管の事業でございますが、酒々井消防署庁舎の耐震診断につきましては、一般競争入札により株式会社千町村建築研究所と契約を締結し、耐震診断を行った結果、I s 値が0.68と診断されました。

次に、八街南部出張所庁舎の耐震診断につきましては、一般競争入札により株式会社カトウ建築事務所と契約を締結し、耐震診断を行った結果、I s 値が0.21と診断されました。

その他の事業につきましては、13ページをごらんください。5の警防課所管の事業でございますが、高規格救急自動車を2台更新いたしました。1台は、佐倉消防署の災害対応特殊救急自動車が3,208万8,000円で、これは国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業であり、前年度の繰越明許事業でございます。もう一台につきましては、臼井出張所の高規格救急自動車が3,120万6,000円で、老朽化により更新を行ったものでございます。

次に、18ページをごらんください。角来出張所庁舎耐震改修工事についてでございますが、角来出張所は耐震診断の結果I s 値が0.24と診断されたため、消防組合既存建築物耐震対策要綱に基づいて耐震改修を行ったものです。具体的には、鉄筋コンクリート造3階建ての庁舎のうち3階から上の部分を撤去し、1階及び2階部分の補強を行った結果I s 値が1.3となり、飛躍的に耐震性能が向上いたしました。あわせて個室型の仮眠室及び女性職員の仮眠室等を整備し、勤務環境の改善を図ったものでございます。なお、各工事別の事業費につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、19ページの下段に記載の八街消防署庁舎耐震改修及び増改築実施設計業務委託についてでございますが、八街消防署庁舎の耐震診断結果ではI s値が0.83となっておりますので、消防組合既存建築物耐震対策要綱に基づき、I s値を0.9以上に引き上げるための耐震改修工事及び狭隘な事務室及び仮眠室等の職場環境の改善を図るための増改築工事設計を委託したものでございます。以上が主な事業でございます。

それでは、決算書の16ページをごらんください。4款1項公債費、予算現額3億349万8,000円、支出済額3億349万3,505円でございます。そのうち1目の元金は2億5,077万9,844円、2目の利子は5,271万3,661円をそれぞれ支出いたしました。

5款予備費につきましては、200万円を支出いたしました。

次に、17ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が42億8,060万8,107円、歳出総額が42億7,235万4,114円、歳入歳出差引額が825万3,993円で、繰越明許費により翌年度へ約100万8,000円を繰り越しいたしました。これは、平成23年度採用者の防火衣の購入事業でございまして、事業の年度内完了が困難であったために繰越明許を行ったものでございます。

次に、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、724万5,000円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、財産に関する調書、18ページ以降については説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。2の歳入でございますが、7款1項1目財政調整基金繰入金の補正前の額が8,000万円で、99万3,000円を増額し、8,099万3,000円といたそうとするものでございます。

次に、10款1項1目組合債の補正前の額が3億5,480万円で、440万円を増額し、3億5,920万円といたそうとするものでございます。補正の内容といたしましては、八街南部出張所庁舎改修工事分の210万円を減額するとともに、東北地方太平洋沖地震による消防庁舎及び外構の改修のために650万円を増額いたそうとするものでございます。

続きまして、7ページに進んでいただきまして、3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は補正前の額37億7,170万9,000円に539万3,000円を加えて、37億7,710万2,000円にいたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、11節需用費は106万8,000円を増額し、各消防署所に配備しております住宅地図を更新いたそうとするものでございます。

次に、15節工事請負費は432万5,000円を増額し、東北地方太平洋沖地震による改修工事志津南出張所における駐車場の亀裂、陥没等及び屋上部分の亀裂の補修工事費として378万9,000円を、酒々井消防署における地盤沈下及び外壁の亀裂の補修工事費として178万円を、臼井出張所における外構亀裂及び内壁の亀裂補修費として111万9,000円を増額しようとするものでございます。

また、八街南部出張所に関しましては、耐震診断の結果、大規模な耐震改修が必要となったために、今年度当初予算で計上しておりました部分的な内装改修工事を見送ることとしたために減額をいたそうとするものでございます。

続きまして、8ページに進んでいただきまして、債務負担行為に関する調書でございますが、八街南部出張所庁舎の耐震補強設計業務委託を限度額509万3,000円で、期間を平成23年度及び平成24年度として設定いたそうとするものでございます。なお、本事業による平成23年度中の支出はございません。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第1号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

小須田稔君。

○1番（小須田 稔君） 議席1番、小須田稔でございます。自席より議案第1号について質問させていただきます。

初めに、緊急消防援助隊について質問をさせていただきます。この緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに行うために平成7年に創設をされています。部隊編成は、指揮支援部隊、都道府県隊指揮隊、そしてそのもとに消火部隊を始めとした8つの部隊から編成をされています。我が消防組合もそこに登録をしていると思いますが、その登録状況についてまずお伺いをいたします。

次に、その登録部隊の整備状況についてお伺いをいたします。

次ですが、その緊急消防援助隊に登録をしております災害対応特殊救急自動車と一般の高規格救急自動車の違いについてお伺いをします。さきの東日本大震災では、消防組合からも出動されたと伺っておりますが、今後冬に向かって支援を行っていくとき、どのような資機材等の整備が必要か、あわせてお伺いをいたします。

続きまして、活動隊員の安全管理について質問をいたします。福島第一原発の事故により放射性物質が放出をされましたが、そうした放射線事故が起こった際、いち早く駆けつける活動隊員の防護措置は大変重要となってまいります。それへの対応はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、組合管内で放射線を取り扱う事業者はどのくらいあるのかお伺いをいたします。そうした事業者が万一事故を起こしたとき、どのような計画のもと対応されようとしているのかをお伺いをいたします。

最後に、消防救急無線広域化、共同化及び消防指令業務共同運用について質問をさせていただきます。なお、質問内容が全協での質疑とダブるところもあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。現在千葉県では、消防救急無線広域化、共同化、すなわちデジタル化と消防指令業務共同運用の2事業について平成25年4月運用開始を目指して整備が進められ、それに伴い我が消防組合からも負担金が支出されていると伺っております。そこで、これまで単独で行っていたこれらの事業が共同化されることに関連して、以下質問をさせていただきます。

まず、指令業務共同運用は地方自治法第252条の2の規定により協議会方式としておりますが、その場合協議会自体が法人格を有しないこととなりますが、経費の支弁方法についてまずお伺いをいたします。

次に、この共同指令センターは、各消防署から派遣された職員が119番を受信するようになると思いますが、管轄が広いことにより、すべての市町村の処理を把握することは大変困難になると思われま。そうしたとき、地理不案内等による出動の遅延はないのかお伺いをしたいと思います。

次に、この共同指令センターに派遣される職員の身分について、さらに派遣に伴って消防組合の職員不足が起きるのではないかと心配をいたしますが、この点についてあわせてお伺いをします。

最後であります、共同指令センターでは119番通報の受信を同時に何件受けられるのでしょうか。さらに、年間にするとどのくらい119番通報があると予測されているのか。以上質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村孝治君） 警防課長。

○警防課長（清宮光雄君） 警防課長の清宮光雄でございます。小須田稔議員の質問1、緊急消防援助隊について、質問2、活動隊員の安全管理についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、緊急消防援助隊についてのご質問にお答えいたします。当消防組合の緊急消防援助隊への登録状況についてでございますが、消火部隊3隊15名、救助部隊1隊5名、救急部隊3隊9名、後方支援部隊2隊4名の計9隊33名を登録しております。

続きまして、登録部隊の整備状況についてでございますが、登録車両につきましては登録車両以外と同様に消防組合実施3か年整備計画に基づき計画的に更新しており、消防車両及び後方支援車両は15年、救助工作車は20年、救急自動車は9年で更新しております。なお、昨年度においては佐倉消防署の災害対応特殊救急自動車を更新し、今年度においては志津消防署の災害対応特殊救急自動車を12月中旬に更新する予定であります。

続きまして、緊急消防援助隊に登録している災害対応特殊救急自動車と一般の高規格救急自動車の違いについてでございますが、緊急消防援助隊に登録している災害対応特殊救急自動車は、4輪駆動であること及び対空標示が施されていることの条件がある以外、通常の高規格救急自動車と同一仕様となっております。

続きまして、今後冬に向かって支援を行っていくときに、どのような資機材の整備が必要かについ

てでございますが、東日本大震災においては消防組合から15隊47名が岩手県及び福島県へ出動いたしました。降雪の中での活動日もあり、後方支援部隊の車両を含め、寒冷地における装備品の強化を図らなければならないことが検証されたことから、今後寒冷地等における災害発生も踏まえ、後方支援部隊の支援車Ⅰ型の新規導入計画を検討しております。

次に、活動隊員の安全管理についてでございますが、放射線事故等に対する活動隊員の防護措置についてでございますが、消防組合においては放射線災害やテロ災害等に対応するため、化学防護服や放射線測定器、有毒ガス測定器等の各種測定機器を始めとするNBC災害対応資器材を各署所へ配備し、活動隊員の安全を確保しております。今後においても各種資器材の計画的な更新及び強化を図り、活動隊員の安全管理の徹底を図ってまいります。

続きまして、消防組合管内で放射線を取り扱う事業所についてでございますが、文部科学省の許可を得ている放射線取り扱い事業所は佐倉市内にのみ6事業所が存在いたします。

続きまして、当該事業所において災害が発生した場合の対応についてでございますが、当消防組合NBC災害消防活動基準に基づき迅速かつ的確な消防活動を展開し、その被害を最小限に食いとめます。

以上で答弁を終了させていただきます。

○議長（中村孝治君） 通信指令課長。

○通信指令課長（豊田光弘君） 通信指令課長の豊田光弘でございます。小須田稔議員の消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務共同運用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、指令事務協議会における経費支弁の方法につきましては、協議会の事務の管理及び執行に要する経費は協議会、すなわち共同指令センターを構成する地方公共団体が負担することとなります。その方法は、幹事となる地方公共団体を協議により規約の中で定め、関係地方公共団体が所要額を予算計上した上で支出交付することとし、その額に相当する額を幹事となる地方公共団体、すなわち千葉市の予算に計上いたしましてその予算を執行することとなります。

次に、派遣職員の地理不案内による出動の遅延についてでございますが、共同指令センターの機器は最新の設備でございます。固定電話、IP電話、携帯電話に対応する位置情報通知システムが導入されます。携帯電話からの通報につきましては若干の誤差が発生いたしますが、表示されたエリア内の目標物などから災害現場を細分化して特定することができます。また、誤差が大きい場合や地理不案内の通報に対しましては、通報者と共同指令センター、管轄消防本部の3者が同時に通話できるシステムを導入いたします。

次に、派遣職員の身分について、また派遣することにより消防組合の人員不足は生じないのかにつきましては、指令事務協議会は法人格を有しておりません。そのため固有の職員を有しておりません。共同指令センターに派遣される職員は、派遣元の身分を有したまま勤務することとなります。当消防組合からの派遣人員につきましては、共同指令センターの副センター長を含め8人が予定されており

ます。現在の通信指令課の勤務体制は、毎日勤務者を含めると19名体制となっておりますが、引き続き継続する残務に対応するため、8人程度の職員の配置を検討いたしております。

最後に、119番の受信は同時に何件までできるのか、また年間の受信件数はどのくらいになるのかという質問に対してでございますが、共同指令センターの設備におきまして同時に受けることのできる119番通報は、同時多発災害や広域災害発生時においては34回線の受信が可能な機能を有しております。また、予想されます119番の受信件数につきましては、関係団体の平成22年の実績では年間約20万件、1日にしますと約550件、これは1分間に2.6件の割合で119番を受信することになります。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄議員。

○2番（富塚忠雄君） 2番の富塚でございますけれども、私はもうごく簡単に質問したいと思えますけれども、第1の決算認定ですけれども、主要施策の説明書の6ページについて質問させていただきます。先ほども説明ありましたが、消防組合の耐震扱いはI s値を平屋では0.75、2階建ては0.9まで引き上げるといふご説明のようですけれども、酒々井消防署及び八街南部出張所の現在のI s値並びに両施設の庁舎耐震改修工事の計画についてお聞きします。

また、耐震診断が現時点で終了していない庁舎はあるのかどうか。あるとすれば、今後の耐震診断及び耐震改修工事の計画をお聞きします。

さらに、国土交通省告示では、平成27年度までに耐震診断及び耐震改修する旨が示されておりますけれども、3月11日の東日本大震災の状況を見ると、住民の生命、財産を守る最大の消防施設を完璧な状況にすべきであります。耐震改修事業の前倒しを求めるものですが、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（中村孝治君） 次長。

○次長（今井定男君） 次長の今井定男でございます。富塚議員のご質問にお答えいたします。

酒々井消防署のI s値は0.68、八街南部出張所のI s値は0.21と診断されております。この中で、八街南部出張所のI s値が特に低いため、耐震改修工事を急遽実施すべく、今回の補正予算の中に実施設計費の債務負担行為を設定させていただいており、平成23年度及び24年度の2カ年で実施設計を行い、平成24年度中の工事完了に向けて構成市町と協議を行います。

酒々井消防署の耐震診断につきましては、現在神門出張所の庁舎が耐震診断を実施中でございますので、この神門出張所の耐震診断結果を踏まえて、危険性の高いほうから順に耐震改修を行うべく構成市町と協議を進めてまいりたいと思います。なお、神門出張所に関しましては、平成24年1月下旬にその結果が出る予定となっております。

以上でございます。

○2番（富塚忠雄君） 耐震改修の前倒し。

○次長（今井定男君） 失礼いたしました。前倒しの件でございますが、これは構成市町の財政の間

題もごさいます。先ほども申し上げましたとおり、危険性の高い部分、庁舎から前倒しを実施すべく構成市町と協議のほうは進めてまいるようにいたします。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄議員。

○2番（富塚忠雄君） 2番、富塚でございます。答弁どうもありがとうございました。

再質問したいと思いますけれども、特に前倒しの点なのですけれども、私はあえて言ったのは、本当に住民の生命、財産を守るという第1の点なのです。耐震診断の結果が悪くてどうするのだというようなことだと思うのです。ですから、国土交通省は平成27年と言っていますけれども、しかし前倒しというのは、実はもう27年までには、今懸案の事項がありましたけれども、酒々井と八街南部と、それから神門ということは、今3つが耐震診断の結果、その状況の中でやるということになっていますけれども、その建設年度はどのぐらいになってくるのかということが一番心配なのですけれども、それについてどういうふうに考えていますか。

○議長（中村孝治君） 次長。

○次長（今井定男君） 当初の目標のとおり、極力27年度中までには完了できるように、いろんな構成市町と財政等の状況も踏まえて、協議して進めてまいりたいと思います。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄議員。

○2番（富塚忠雄君） 富塚でございますけれども、だから27年度というのは国土交通省が指示した完了年度という話になりますよね。ですから、それは当然構成市町との話になろうかと思いたすけれども、しかし考え方としてはやっぱり消防組合としてはどうするのか、どういう方向に進みたいかというのが、これまでの考え方を出してもらったのが正しいことだろうと思うのです。それからその考えの中で各構成市町とも協議していくということが、さっきから、構成市町とかかわりながら云々ということではなくて、消防組合としてはどうするのかということ、そこを前提に考えていただくというのが本来の答弁だろうと僕は思っているのです、そういう質問を、もっと前向きな答弁を期待したいというふうに思っています。3回終わったので、これで終わりなのですけれども、ぜひともよろしくお願ひします。

○議長（中村孝治君） 次長。

○次長（今井定男君） 今I s値が判明していますのが、酒々井が0.68、八街南部が0.21で、次に問題になるのは神門出張所の問題なのですけれども、この場合は酒々井よりもいいのか悪いのか、それが論点になろうかと思いたす。したがいまして、24年1月までにこの神門のI s値が出て、どちらを先に優先すべきかということは当然そこで論議しなければならない。酒々井よりも神門のほうのI s値が悪いようでしたら、当然この八街南部と同時進行か引き続いてか、あるいは構成市町の財政協議になりますけれども、そういった時点で判断させていただきたい。今時点では神門の数値が出ていない以上は、これがどっちを先にやるかという問題は今我々としても判断できないという状況でござ



います。

○2番（冨塚忠雄君） それはいいのだ、別に。議長、もう一回やらせて。議長、ちょっと。いや、答弁がちょっと違うのです。

○議長（中村孝治君） 質問の仕方をよく理解できるようにお願いします。

○2番（冨塚忠雄君） 2番、冨塚ですけれども、それを条件にということですから質問させてもらいますけれども、要するに、だから27年度まででいいのかなのです、耐震改修が。確かにその酒々井の消防署と神門の比較はあると思います。あると思うけれども、それは数字が出てからの話だと思ってしまうけれども、実際には、だからそういうことが今該当しているわけですから、該当しているところについては27年度待たないで、例えば25年度までに終了するのだと。そういう考えはないのかというふうに質問しているのです。そこを答弁してほしいというふうに言っています。

○議長（中村孝治君） 次長。

○次長（今井定男君） ですから、八街南部は0.21で非常に低いということで、前倒しして、急遽この補正に計上させていただいているのです。ですから、神門は同じように低い数値であれば、当然27年度なんて言っていられませんので、25年度とか、24年度にスタートするとか、そういった数値は当然必要になってくると。ですから、とにかく神門のI s値が判明した後に、その辺については構成市町と協議したいというふうに考えています。

○2番（冨塚忠雄君） 了解しました。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算に

ついて質疑に入ります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(中村孝治君) 以上をもちまして、平成23年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時59分)